

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

令和2年1月29日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構登別病院
院長 伊藤 美夫

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 調達件名及び数量 | 医事業務等委託 |
| (2) 調達案件の仕様等 | 仕様書及び入札説明書による |
| (3) 履行期間 | 令和2年4月1日～令和5年3月31日 |
| (4) 履行場所 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 登別病院
登別市登別東町3丁目10-22(新住所先) |

(5) 入札方法

- ① 入札者が提出する入札書は、履行期間中の調達件名にかかる直接経費の他、運搬費、一切の諸経費を含め3年間の契約金額を見積るものとすること。
- ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（税抜金額）を記載した入札書を提出すること。

2. 競争に参加する者の必要資格に関すること

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用す

る者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行った者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」でA、B等級に格付され、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間において虚偽の事実を記載したものと提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (5) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格として次の掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については、2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- ① 厚生年金保険
 - ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険
 - ④ 国民年金
 - ⑤ 労働者災害補償保険
 - ⑥ 雇用保険
- （注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る）。
- (6) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しないものであること。
- (7) 北海道内において200床以上の病院で3年以上継続中の受託件数が3件以上あること。
- (8) 北海道内で本店登録を行っているか、北海道内に支店、営業所等を有しており、同支店、営業所において契約締結代理店を置く登録を行っているもの。

3. 入札及び契約事項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書（入札関係書類）の交付場所及び問い合わせ先
〒059-0598 北海道登別市登別温泉町133番地
独立行政法人地域医療機能推進機構 登別病院 総務企画課 岸本
電話 0143-84-2165
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期限及び方法
令和2年2月17日（月）16時まで
(1) の交付場所にて交付する。
- (3) 入札申込書受領期限
令和2年2月18日（火）16時まで
- (4) 入札の日時及び場所
令和2年2月20日（木）14時
独立行政法人地域医療機能推進機構 登別病院 5階会議室

4. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した件名を履行できることを証明する書類を添付して、入札申込書を受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 「要」
- (6) 契約の決定方法
契約事務取扱細則34条及び35条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。
- (7) 詳細は入札説明書による。